

# eClear 取引細則（BG 渡し） Ver 1.0

eClear 取引細則（BG 渡し）（以下「本細則」という。）は、eClear 一般規約（以下「本規約」という。）が定める本サービスのうち、当社と利用者が締結する個別契約における受渡方法が BG 渡しである取引（以下「本サービス（BG 渡し取引）」という。）に適用される。なお、本細則に定めるもののほか、本細則上で使用される用語の定義は、本規約に定める。

## 第1条 （対象取引）

1. 本サービス（BG 渡し取引）において取り扱われる取引パターン（以下「対象取引」という。）は、以下の表に示すものとする。

本サービス	利用者買い (BG)				利用者売り (BG)			
	反対取引	取引相手方売り (TOCOM)	取引相手方売り (EEX)	取引相手方売り (BG)	n/a	取引相手方買い (TOCOM)	取引相手方買い (EEX)	取引相手方買い (BG)

2. 表中の用語は以下の通り定義する。

- (1) 利用者買い（BG）：利用者が、受渡方法が BG 渡しの電力現物取引において買主となる取引
- (2) 利用者売り（BG）：利用者が、受渡方法が BG 渡しの電力現物取引において売主となる取引
- (3) 取引相手方買い（TOCOM）：取引相手方が、TOCOM クリアリングを利用した電力先物取引において買主となる取引
- (4) 取引相手方売り（TOCOM）：取引相手方が、TOCOM クリアリングを利用した電力先物取引において売主となる取引
- (5) 取引相手方買い（EEX）：取引相手方が、EEX クリアリングを利用した電力先物取引において買主となる取引
- (6) 取引相手方売り（EEX）：取引相手方が、EEX クリアリングを利用した電力先物取引において売主となる取引
- (7) 取引相手方買い（BG）：取引相手方が、受渡方法が BG 渡しの電力現物取引において買主となる取引
- (8) 取引相手方売り（BG）：取引相手方が、受渡方法が BG 渡しの電力現物取引において売主となる取引
- (9) 取引相手方買い（JEPX）：取引相手方が、受渡方法が JEPX 渡しの電力現物取引において買主となる取引
- (10) 取引相手方売り（JEPX）：取引相手方が、受渡方法が JEPX 渡しの電力現物取引において売主となる取引（本サービス（BG 渡し取引）の対象外）

3. 本サービス（BG 渡し取引）で取り扱うプライシング、エリア及び時間帯は以下の通りとする。

- (1) プライシング：固定価格
- (2) エリア：東京電力パワーグリッド株式会社及び関西電力送配電株式会社の供給区域（但し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項第 8 号に定める「離島等」を除く。）
- (3) 時間帯：ベースロード及びピークロード

## 第2条 (受給方法)

1. 本サービス (BG 渡し取引) を通じて行われる給電及び受電を「本電力受給 (BG 渡し取引)」という。
2. 本電力受給 (BG 渡し取引) は、BG 渡しの方法によって行う。
3. 当社および利用者のうち、売主は、個別契約で定められた給電エリアにおいて給電者となり、買主は同じく個別契約で定められた受電エリアにおいて受電者となる。
4. 給電者は、自己所有の発電設備の発生電力や別途調達した電力を、個別契約の規定に従い、給電エリアで給電し、受電者は、個別契約の規定に従い、受電エリアで受電する。

## 第3条 (給電義務、受電義務及び支払義務)

1. 給電者は、個別契約、託送供給等約款及びその他受電者又は当該一般送配電事業者等との合意文書に定める条件に従って受電者に対し電力を供給する義務を負う。
2. 受電者は、給電者が個別契約、託送供給等約款及びその他受電者又は当該一般送配電事業者等との合意文書に定める条件に従って受電者に供給した電力を受電する。
3. 受電者は、個別契約の条件に従い給電者に対し、本電力受給 (BG 渡し取引) にかかる「電力量料金」(個別契約ごとの毎月の受給電力量に、対応する個別契約にて定める電力量料金単価を乗じ金額のことをいう。)を支払う義務を負う。

## 第4条 (受給電力量の算定)

1. 受給電力量は、個別契約に基づき、個別契約ごとに算定する。また、受給電力量とは、実受給の1時間前までに広域機関に提出された需要・調達計画及び発電・販売計画上の電力量に基づき算出される。
2. 当社及び利用者間で複数の個別契約が締結される場合において、受給日(個別契約に基づき電力の受給を行うべき日をいう。)に当事者間で受給された電力量が計画値不整合等の発生により、これらの個別契約に基づき受給すべき電力量の合計に充たない場合、受給された電力量は、最後に締結された個別契約の電力量に優先的に割り当て、余剰がある場合には順次それより前に締結された他の個別契約の電力量に割り当てて、各個別契約に基づく義務違反の有無を判断するものとする。

## 第5条 (電力量料金)

1. 電力量料金は、暦月ごとに算定し、その端数は四捨五入する。また、各暦月の電力量料金の合計額にかかる消費税等相当額は別途徴収する。
2. 本細則及び個別契約において、「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

## 第6条 (CO2 排出量)

当社の、当該年度における排出係数は、現物取引の売主となった全ての利用者から報告を受けた排出係数の加重平均値とする。

## 第7条 (支払)

1. 個別契約で定める受給期間中、毎月1日から当該月末日までの期間の本電力受給（BG渡し取引）にかかる料金の支払義務は、受給地点にてなされる電力の引渡しの度に発生する。
2. 給電者は前項に応じた当該月の電力量料金を記載した請求書を翌月の初日から 3 営業日（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含む。）に基づく銀行の休日を除いた日をいう。以下同じ。）以内に受電者に発行し、受電者は以下に定める期日までに、給電者の指定する銀行口座に送金する方法により電力量料金を支払う。受電者は、請求書に記載された消費税等相当額をあわせて支払う。また、振込手数料は受電者がこれを負担するものとする。
  - (1) 受電者が利用者の場合：電力受渡月の翌月第 8 営業日
  - (2) 受電者が当社の場合：電力受渡月の翌月末日（非営業日の場合は、前営業日。）
3. 請求内容について疑義が生じた場合は、給電者及び受電者が誠意をもって協議の上これを解決するものとし、解決後、速やかに請求及び支払い手続きを行う。
4. 前二項の支払いが所定の期日までに行われない場合、受電者は期日の翌日から支払いの日までを対象とし、請求額に対して年率 14 パーセントの割合による延滞料金（利息は単利とし、円未満の端数は切り捨てる。）を給電者に支払う。なお、この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

## 第8条 (個別契約・本細則の変更)

1. 当社は、自らが必要と判断した場合、利用者の承諾を得ることなく、本細則の追加、変更又は削除（以下、本条において「変更等」という。）を随時行うことができる。なお、変更等を行う場合には、当該変更等の内容を管理者に対して事前に通知するものとするが、変更等が利用者に不利益を与えるものではないときは、事前の通知は不要とする。
2. 締結済みの個別契約については、契約締結時点における本細則の内容が参照されるものとし、それを変更する場合には、当社及び利用者が記名押印又は署名した別途書面により変更契約を締結するものとする。